

浜松市成年後見制度利用促進連絡会設置要綱

(名称)

第1条 この会の名称は、浜松市成年後見制度利用促進連絡会（以下「連絡会」という。）とする。

(目的)

第2条 連絡会は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号（以下、「促進法」という。）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）（以下、「基本計画」という。）に基づき、成年後見制度の利用促進を図り、もって地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(開催)

第3条 連絡会は、浜松市を主宰とし、必要に応じて開催する。

(構成員)

第4条 連絡会は、次に掲げる者（以下「構成員」という。）で構成する。

- (1) 静岡県弁護士会に所属し、かつ後見活動を行う弁護士
- (2) 静岡県司法書士会に所属し、かつ後見活動を行う司法書士
- (3) 静岡県行政書士会に所属し、かつ後見活動を行う行政書士
- (4) 静岡県社会福祉士会に所属し、かつ後見活動を行う社会福祉士
- (5) 浜松市社会福祉協議会の職員
- (6) NPO 法人浜松成年後見センターの職員
- (7) NPO 法人市民後見センターはままつの職員
- (8) 地域包括支援センターの職員
- (9) 障がい者基幹相談支援センターの職員

2 第2条の目的を達成するため、本会が必要と認める者については、本会に参加し、又は会議の運営を支援することができる。

(意見の聴取)

第5条 連絡会は、促進法及び基本計画に基づき、成年後見制度の利用促進に向けた体制作りに関する事項について、構成員から個別に意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第7条 連絡会の事務局は、浜松市健康福祉部福祉総務課に置く。

2 事務局の運営は、行政関係者（福祉総務課、高齢者福祉課、障害保健福祉課等）により行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。